

労働者以外の者に対する労働安全衛生法第 22 条に関する保護措置を新たに定める「[安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について](#)」（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）

栃木労働局長より[令和 4 年 4 月 19 日付け栃労発基 0419 第 9 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（記以下省略）](#)をもって周知依頼がありました。

「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和 3 年 5 月 17 日に出されました。同判決では、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 22 条の規定は、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨等とされました。

同判決を踏まえ、労働者以外の者（作業を請け負わせる一人親方等、同じ作業場所で作業を行う労働者以外の人）に対する保護措置を新たに定める労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）が令和 4 年 4 月 15 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとされました。

詳細は、

- 厚生労働省「[一人親方等の安全衛生対策等について](#)」をご覧ください。
- [パンフレット](#)